

## 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの 一部改正について

内閣府大臣官房公文書管理課

「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）」において、工業標準化法の題名や同法で定める「日本工業規格」等の文言が改正（平成 30 年 5 月）され、令和元年 7 月 1 日に施行される予定であることに伴い、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）についてこれを反映する。

あわせて、特定歴史公文書等を保存する書庫の温湿度について一つのみ安とされている、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（平成 8 年 7 月 12 日文化庁長官裁定）が平成 30 年 1 月に改訂された。同改定において、これまでの保存科学に関する研究成果が取り入れられるとともに、より明快・丁寧な説明が追加されたことから、同改定を反映する。

### <改正内容>

- (1) 第 19 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- (2) 第 2 章第 2 節「留意事項」中、国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の内容を記載をしている部分について以下のとおりに改める。  
「温度は摂氏 22 度（公開を行う施設が所在する地域の夏季及び冬季の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は 60%±5%（年間を通じて一定に維持すること。）を標準値とする。」を「温度は摂氏 22 度±1 度（公開を行う施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は 55%±5%（年間を通じて一定に維持すること。）を目安とする。ただし、近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの相対湿度は 50%から 55%程度を目安とする。」に改める。

## < 手続 >

- ・内閣府においてガイドラインを改正することを決定（令和元年6月10日）。不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）に合わせ、改正ガイドラインは令和元年7月1日から施行を予定。
- ・ガイドライン改正に伴い、別途、各国立公文書館等において利用等規則（ガイドライン規定例に則り策定した規則）を改正。改正に当たっては、事前に、公文書管理委員会への諮問、同委員会からの答申手続きを踏まえた上で、内閣総理大臣の同意が必要になる。

## 今後のスケジュール（想定）

6月17日の週：公文書管理委員会に諮問・同委員会から答申（持ち回り開催を予定）【内閣府】

6月24日の週：内閣総理大臣同意【内閣府→各館】  
利用等規則改正手続【各館】

7月1日：改正ガイドライン施行、改正利用等規則施行【内閣府、各館】

※「各館」とは、国立公文書館等（16館）を指す。